第２部　農林業経営体及び農家等

解　　説

この部には、「農林業センサス農林業経営体調査」の結果から農林業経営体数、農業経営体数、農家数、農業労働力、経営耕地、耕作放棄地に関する統計を掲載した。

また、「集落営農実態調査」の結果から集落営農、「新規就農者調査」の結果から新規就農者数に関する統計を掲載した。

１　調査の概要

(1)　農林業センサス農林業経営体調査

この調査は、我が国農林業の最も基本的な調査で、昭和25年以降10年ごとに世界農林業センサスを、その中間年次に我が国独自の農林業センサスを実施し、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計の基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的として実施したものである。

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で、農林業経営体による自計調査により実施した。

(2)　集落営農実態調査

この調査は、集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る企画、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的として、全国の市区町村(直近の農林業センサスで耕地の存在が認められなかった市区町村を除く）を対象に実施したものである。

(3)　新規就農者調査

この調査は、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年３月30日閣議決定）に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、推進に必要な資料を整備することを目的として、直近の農林業センサスで把握した家族経営体、組織経営体と全国市区町村の農業委員会を対象に実施したものである。

２　定義及び用語の解説

(1)　農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア　経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ　農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

(ｱ)	露地野菜作付面積	15ａ
(ｲ)	施設野菜栽培面積	350㎡
(ｳ)	果樹栽培面積	10ａ
(ｴ)	露地花き栽培面積	10ａ
(ｵ)	施設花き栽培面積	250㎡
(ｶ)	搾乳牛飼養頭数	１頭
(ｷ)	肥育牛飼養頭数	１頭
(ｸ)	豚飼養頭数	15頭
(ｹ)	採卵鶏飼養羽数	150羽
(ｺ)	ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
(ｻ)	その他	（調査期日前１年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模）

ウ　権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(保有山林)の面積が３ha以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施する者に限る。）

エ　農作業の受託の事業

オ　委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前１年間に200㎥以上の素材を生産した者に限る。）

(2)　農業経営体

「農林業経営体」の規定のうちア、イ又は、エのいずれかに該当する事業を行うものをいう。

(3)　単一経営経営体

農産物販売金額のうち首位部門の販売金額が８割以上の経営体をいう。

(4)　複合経営経営体

準単一複合経営(農産物販売金額のうち首位部門の販売金額が６割以上８割未満の経営体をいう。）及び複合経営(農産物販売金額のうち首位部門の販売金額が６割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体とした。

(5)　経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地
＋借入耕地

(6) 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。

(7) 農　　家

調査日現在で、経営耕地面積が10ａ以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10ａ未満であっても、調査期日前１年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は、自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

(8) 販 売 農 家

経営耕地面積が30ａ以上又は経営耕地面積が30ａ未満であっても、調査期日前１年間の農産物販売金額が50万円以上あった農家をいう。

(9) 自給的農家

経営耕地面積が30ａ未満で、かつ、調査期日前１年間の農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(10) 土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて５ａ以上所有している世帯をいう。

(11) 自 営 農 業

自家農業に農作業請負を加えたものである。なお、農作業請負は個人として請負作業を行ったもの等で、農協等へ雇われて農作業に従事したものは除く。

(12) 主 業 農 家

農業所得が主(農家所得の50％以上が農業所得)で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

(13) 準主業農家

農外所得が主(農家所得の50％未満が農業所得) で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

(14) 副業的農家

１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。

(15) 専 業 農 家

世帯員の中に兼業従事者が１人もいない農家をいう。

(16) 兼 業 農 家

世帯員の中に兼業従事者が１人以上いる農家をいう。

(17) 第１種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

(18) 第２種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

(19) 生産年齢人口

15歳～64歳の者をいう。

(20) 世　帯　員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就業のためによそに住んでいる子弟は除く。

また、住み込みの雇用も除く。

(21) 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前１年間に自営農業に従事した者をいう。

(22) 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前１年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

(23) 基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

(24) 農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。

農業集落はもともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

(25) 集落営農

「集落」を単位として「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」の下に実施される営農(農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものは除く)をいう。

(26) 新規自営農業就農者

農家世帯員で、調査期日前１年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

(27) 新規雇用就農者

調査期日前１年間に新たに法人等に常雇い(年間７か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することになった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

(28) 新規参入者

調査期日前１年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者をいう。